

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月24日
【会社名】	新華ホールディングス・リミテッド (新華控股有限公司Xinhua Holdings Limited)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 レン・イー・ハン(Lian Yih Hann)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンス ドライブ、クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1- 1111, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 神谷 光弘
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
【電話番号】	03(3568)2600(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 西 理広
【連絡場所】	東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
【電話番号】	03(3568)2600(代表)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において「香港ドル」とは、香港で用いられている通貨を意味します。

1【提出理由】

当社は、平成28年5月24日(火)開催の取締役会において、本邦以外の地域において、第三者割当(以下「本第三者割当増資」といいます。)の方法にて当社新株式(以下「本新株式」といいます。)及び新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・本新株式及び本新株予約権

(1) 有価証券の種類

本新株式 : 当社普通株式

本新株予約権 : 当社新株予約権

(2) 有価証券の内容等

A. 本新株式について

(a) 発行数

500,000株

(b) 発行価格及び資本組入額

発行価格 5.80香港ドル(82円)(1株当たり)

資本組入額 5.80香港ドル(82円)(1株当たり)(注)

上記発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値86円の約95%にあたる82円とすることに決定いたしました。上記円建ての金額は1香港ドル=14.15円(2016年4月28日現在の東京外国為替市場における外国為替相場(仲値))にて換算しております。以下同様とします。

(c) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 2,898千香港ドル(41,000千円)

資本組入額の総額 2,898千香港ドル(41,000千円)

(d) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。

当社は、単元株制度を採用しておりません。

B. 本新株予約権について

(a) 発行数

2,000,000個

(b) 発行価格

0.32香港ドル(4.48円)(1新株予約権当たり)

(c) 発行価額の総額

発行価額の総額 633千香港ドル(8,960千円)

(d) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1株あたり額面0.01香港ドルの当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式)2,000,000株

本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は当初は1株とするが、下記第()乃至第()により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

- () 本新株予約権の行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- () 調整後割当株式数の適用開始日は、調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- () 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(e) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、行使価額に行使の対象となる本新株予約権の数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初82円とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整される。

- () 本新株予約権の発行後、当社が株式の併合若しくは株式の分割を行う場合、又は下記第()及び()に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合若しくは変更が生じる可能性がある場合には、下記第()及び()に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。調整後の行使価額は、上記及びに掲げる事由の基準日の翌日より適用されるものとする。

- () 当社が株式の併合又は株式の分割を行う場合、行使価額は、以下の行使価額調整式により調整される。1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(行使価額調整式)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式併合} \cdot \text{株式分割の比率}}$$

- () 当社が時価を下回る払込金額をもって株式を新たに発行する又は当社が保有する株式を処分する場合、行使価額は、以下の行使価額調整式により調整される。1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(行使価額調整式)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} / \text{対価}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式で使用する既発行株式数は当社の発行済株式の総数から、当社の保有する当社株式を控除した数とし、また当社株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- () 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- () 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が適用される日に始まる60連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

() 行使価額の調整を行うとき(行使条件価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及び行使条件価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

() 本発行要項の定めにかかわらず、行使価格は、当社普通株式の額面金額を下回することはできないものとする。

「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

(f) 新株予約権の行使期間

平成28年5月24日(当日を含む)から平成38年5月23日(当日を含む)までの10年間

(g) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも104円(以下、「行使条件価額」という。)以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。行使条件価額は、行使価額と同じく上記 2.B.(e)()に従い調整されるものとする。

(h) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

20,000香港ドル(283,000円)

(注) 本新株予約権が全て行使された場合の見込額である。

(i) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡に関して特段の制限は付されていません。

(3) 発行方法

第三者割当の方法により、Lie Wan Chie(以下、「割当予定先」又は「リー氏」といいます。)に対して、本新株を500,000株及び本新株予約権2,000,000個を割当てます。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項はありません。

(5) 募集又は売出しを行う地域

香港域内

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株式及び本新株予約権発行による手取金の額

	本新株式	本新株予約権
発行時の払込金額の総額	2,898千香港ドル(41,000千円)	633千香港ドル(8,960千円)
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	-	11,590千香港ドル(164,000千円)
発行諸費用の概算額	61千香港ドル(868千円)	435千香港ドル(6,151千円)
差引手取概算額(+ - =)	2,836千香港ドル(40,132千円)	11,789千香港ドル(166,809千円)

(注) () 本新株式発行に係る発行諸費用は、専門家費用、書類作成費用及び株式発行事務費用等で約868千円を予定しております。

() 本新株予約権発行に係る発行諸費用は、価額算定費用として1,000千円(算定機関:東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下、「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」といいます。)、所在地:〒100-0014 東京都千代田区永田町一丁目11番28号クリムゾン永田町ビル9階、代表:能勢元氏)、その他弁護士費用、書類作成費用、株式発行事務費用等(約5,151千円)を予定しております。

() 発行諸費用概算額には、消費税等は含まれておりません。

() 本新株式の差引手取概算額は、本新株式の発行価額の総額41,000千円から、本新株式に掛かる発行諸費用の概算額40,132千円を差し引いた金額を示しております。

() 本新株式の差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の8,960千円及び本新株予約権の行使に際して出資される価額(当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合)の164,000千円の総額から、本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算額166,809千円を差し引いた金額を示しております。

用途

本新株式及び本新株予約権の発行時の払込金額の総額の具体的な用途は、当面の運転資金として、弁護士その他の専門家費用32百万円程度(上海ウィンゾン法律事務所(以下、「Win Zone」といいます。))に対する支払額20百万円(を含む)、当社グループの人件費6百万円程度、監査法人支払6百万円程度、賃料等4百万円程度及びその他の費用2百万円程度を見込んでおります。

上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を記載しています。本新株予約権の行使を決定するのは、基本的に本新株予約権の保有者であること、また行使条件が付されていることから、現時点では、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の具体的な用途を資金計画に組み込むことは困難ですが、主に弁護士その他の専門家費用、監査法人及び当社グループの人件費支払等の運転資金として使用する見込みです。

	種類	資金用途	金額	支出予定時期
	本新株式及び本新株予約権の発行時の払込金額の総額	運転資金	3,531千香港ドル (49,960千円)	2016年5月から 2016年8月ころ
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	運転資金	11,590千香港ドル (164,000千円)	2016年5月から 2026年5月ころ

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

1. 当社の2016年5月11日付プレス・リリース「(続報2) 当社の海外の専門家費用の支払いについて」にて開示したとおり、現在、当社は、Win Zoneとの間で、Win Zoneに対する弁護士費用の支払額及び支払時期について交渉中です。今回計上した20百万円は、現時点での見積額であり、当該支払額及び支払時期が確定した後、本第三者割当による資金用途に変更が生じた場合、改めてお知らせいたします。

(7) 本新株式及び本新株予約権発行年月日

2016年5月24日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(9) 当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

(10) 当該株券を取得しようとする者の氏名及び住所

(1) 氏名	Lie Wan Chie
(2) 住所	Greenwood Avenue, Singapore

(11) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

リー氏は当社の主要株主です。

(12) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

・第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当予定先の状況

a. 割当予定先の概要

氏名	Lie Wan Chie
住所	Greenwood Avenue, Singapore
職業	Chemical Specialties & Logistics Pte. Limitedの取締役

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成28年5月24日現在におけるものを記載しております。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の主要株主です。
人事関係	-
資金関係	-
技術又は取引等における関係	割当予定先及び同氏の近親者がコントロールする会社との間に関係はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成28年5月24日現在におけるものを記載しております。

c. 割当予定先の選定理由

当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達が極めて困難な状況にあると認識しています。2015年8月に発行した行使価額修正条項付新株予約権(以下「MSワラント」といいます。)の行使により予定どおり資金調達ができていない中、現在、当社は喫緊に当面の運転資金を確保する必要があります。また株式及び新株予約権を発行した場合、借入をした場合に比べ利息が発生しない点も考慮に入れ、資金を機動的に調達できる手段として、株式及び新株予約権の発行による資金調達が、当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。またリー氏を割当先として選定した理由は、同氏が十分な資金を保有しており最も迅速に本新株式及び本新株予約権への申込に対応できること、当社の事業に理解があることです。

d. 割り当てようとする本新株式及び本新株予約権の数

リー氏に対して、本新株を500,000株及び本新株予約権2,000,000個を割当てます。

e. 株券等の保有方針

本新株式及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、割当予定先の当社株式及び新株予約権の保有目的は、投資目的のため長期保有は約されておりません。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が、割当予定日より2年以内に本第三者割当増資により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得しています。

また、当社は割当予定先との間で、割当予定先が割当予定日より2年間は当社の経営に参加しないこと及び当社の取締役会のメンバーにならないことの確認書を交わしています。

f. 払込みに要する資金等の状況

払込金は、本新株式及び本新株予約権の発行前に当社の銀行口座に預け入れられなければならないこととしています。当社はリー氏が口座を有する銀行から書面を入手することにより払込みに要する財産の存在について確認しました。

g. 割当予定先の実態

2015年10月28日にリー氏への第三者割当による新株式発行を決議した際、同氏が反社会的勢力との間に一切関係がないことを第三者発行の書面にて確認しております。

また、すべての割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 株券等の譲渡制限

該当事項はありません。

(3) 発行条件に関する事項

a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の発行価格は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における普通取引の終値の95%に相当する82円に決定いたしました。なお、本新株式の発行価格の当該直前取引日までの1か月間の終値平均86円に対する乖離率は5%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均113円に対する乖離率は27%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均151円に対する乖離率は46%となっております。本新株式の発行価格の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値の95%に相当する82円といたしましたのは、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、割当予定先との交渉の結果、新株式及び自己株式の発行に関する日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものであります。

本新株予約権の発行要項及び割当先と当社との間で締結する売買契約に関する諸条件を考慮した本新株予約権の価値の評価を独立第三者である算定機関：東京フィナンシャル・アドバイザーズに依頼しました。本新株予約権1個当たりの発行価格は、4.48円とします。なお、当該金額は、東京フィナンシャル・アドバイザーズが、当社の株価(86円)、行使価格(82円)、ボラティリティ(77.46%)、行使期間(10年)、リスクフリーレート(-0.098%)、行使条件の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果(4.48円)を参考に、当該金額と同額にて発行することを決定したものであります。

b. 第三者割当による有価証券の発行が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行に該当しないものと判断した理由及び判断の過程

上記に記載のとおり本新株式の発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における普通取引の終値の95%に相当する82円に決定いたしました。なお、本新株式の発行価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均86円に対する乖離率は5%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均113円に対する乖離率は27%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均151円に対する乖離率は46%となっております。本新株式の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値の95%に相当する82円といたしましたのは、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、割当予定先との交渉の結果、新株式及び自己株式の発行に関する日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものであります。

なお、払込金額の適法性につきましては、本日開催の取締役会にて取締役3名全員が、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、払込金額の算定にあたり算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモデルを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行の場合についての払込金額の基準に準じ、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、当社の逼迫した財務状態に鑑みると、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を述べております。

(4) 大規模な第三者割当に関する事項

2016年5月23日現在の当社の発行済株式総数(普通株式及び優先株式)に係る議決権の総数は8,179,158.79個(自己株式はありません。)で、本第三者割当増資により発行される本新株式及び本新株予約権(潜在株式)に係る議決権の数は2,500,000個であり、希薄化率は30.57%となります。また、2015年12月22日付のデット・エクイティ・スワップ(以下、「DES」といいます。)で発行した4,905,631株を合わせた、当該DES実施前の発行済株式総数(普通株式及び優先株式)に係る議決権の総数である3,231,767.79株に対する、希薄化率は229.15%となります。このように、希薄化率は決して低いとはいえ、最近の出来高と比較しても発行する本新株式及び本新株予約権(潜在株式)の数が多きこと及び以下「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の当社株式及び新株予約権の保有目的は投資目的であり、長期保有が約されていないため割当予定先が保有株式を売却することにより急激な株価下落を引き起こす可能性があることも否めませんが、今回調達する資金は、当社の直近の運転資金のために緊急に必要な状態であります。

(5) 第三者割当後の大株主の状況

	募集前(2015年12月31日現在) ¹		募集後 ²	
	株主名	割合	株主名	割合
1.	One Heart International	32.66%	Lie Wan Chie	31.13%
2.	Lai Man Kon ²	14.80%	One Heart International ³	24.97%
3.	Lie Wan Chie	10.10%	Lian Yih Hann	2.11%
4.	Lian Yih Hann	2.76%	ハラノ ナオヤ	1.93%
5.	ハラノ ナオヤ	2.53%	アカバネ ノリヒコ	1.22%
6.	アカバネ ノリヒコ	1.59%	ニシゾノ タケユキ	0.56%
7.	ニシゾノ タケユキ	0.73%	ミヤタ カズノリ	0.54%
8.	ミヤタ カズノリ	0.71%	SHK INV SVCS-SEGREGATED CLIENT A/C	0.45%
9.	SHK INV SVCS-SEGREGATED CLIENT A/C	0.59%	ハマノ タケユキ	0.38%
10.	ハマノ タケユキ	0.49%	DAIWAKIYAPITARUMA-KETSUTSUSHINGAPO-RURIMITETSUDO	0.37%

(注) 1. 2015年12月31日付の当社の発行済株式総数8,164,448.79株(普通株式及びA種優先株式の合計)に対する割合です。

2. 本第三者割当増資後の当社の発行済株式総数10,679,158.79株((本第三者割当増資により発行される本新株式500,000株及び(本新株予約権が全て行使されたと仮定した)潜在株式2,000,000株及び2016年5月23日現在の発行済株式総数8,179,158.79株(普通株式及びA種優先株式の合計)との合計))に対する割合です。2015年12月31日時点より、割当予定先及びLai Man Kon氏以外の大株主の保有株式数の状況に変化がないことを前提にしています。Lai Man Kon氏は、2016年4月20日まで同氏が保有する当社株式を全て売却しております。

3. One Heartの持分は、レン氏が100%保有しています。One Heart及びレン氏を合算した当社に対する募集後の持分は、27.08%となります。

(6) 大規模な第三者割当の必要性

上記「(1) c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達が極めて困難な状況にあると認識しています。MSワラントの行使により予定どおり資金調達できていない中、現在、当社は喫緊に当面の運転資金を確保する必要があります。また本新株式及び本新株予約権を発行した場合、個人投資家から借入をした場合に比べ利息が発生しない点も考慮に入れ、これらに要する資金を機動的に調達できる手段として、新株式の発行による資金調達が、当社の企業価値向上に最も資するものと判断いたしました。

そのため、当社は、割当予定先と交渉を進め、その結果、割当予定先との間で本第三者割当増資を実施することについて合意しました。また、当社は、引き続き金融機関からの借入などによる資金調達が引き続き困難な状況にあるため、今般、本第三者割当増資を決議いたしました。

上記のとおり、公募増資や銀行等の金融機関からの借入等、本第三者割当増資以外の方法を取ることが困難な状況にあるため、割当予定先と本第三者割当増資を実施することが現時点での最適な方法と判断しました。

(7) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(8) その他参考になる事項

該当事項はありません。

. 提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

発行済株式総数及び資本金の額(平成28年5月23日現在)

発行済株式総数	普通株式	7,954,158.79株
	A種優先株式	225,000株

資本金の額 10千米ドル(1百万円)

(注) 発行済株式総数及び資本金の額は平成28年5月23日現在の数字を記載しています。

. 安定操作に関する事項

該当事項はありません。

以 上